

# 多治見西ロータリークラブ指名委員会規則

## 第1条 設置

クラブ細則第1条に規定する職務を行うため、指名委員会（以下「委員会」という）を設置する。

会長は、その年度の10月の第1例会において、会員に対し11月の第1例会までに指名委員会を設置することをもとめなければならない。

## 第2条 構成

会員全員を3つのグループに分け、各グループから3名を互選により選出するものとし、9名で指名委員会を構成する。

委員に欠員を生じた場合は、その委員が選出されたグループの互選により補填されるものとする。指名委員は2年連続して選任される事は出来ない。

## 第3条 任期

委員会の委員の任期は、選出された日から翌年の6月30日までとする。

## 第4条 委員長

委員長は、委員の互選により選出し、委員会を代表する。

委員の互選により委員長代行者を選出する。委員長代行者は、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

委員長は委員を召集し、その議長となって議事を進行する。

## 第5条 定足数及び議事

委員総数の3分の2をもって委員会の定足数とし、議事は出席委員の過半数をもって決定する。

可否同数の場合は、議長がこれを決定する。

## 第6条 職務

委員会は会長の求めにより、年次総会の日までに、次年度の会計、並びに次年度の理事6名を指名する。会員は、指名委員会により指名がなされる日までに、指名委員会に前項の各候補者を推薦する事ができる。

### 【指名は次の方法で行う】

- 1) 指名委員会により次年度「会計」1名については単記で、次年度「理事」については6名連記で投票を行う。
- 2) 次年度会計については、最多投票者を指名する。但し第1回の投票で過半数の得票を得たものがないときは、上位2名の得票者を対象として再々投票を行い、その多数得票者を指名する。  
更に同数の場合は多数得票を得るものが生じるまで投票を行う。
- 3) 理事候補者については、上位得票者6名を指名する。上位6名に満つるまでに同数の得票者があった場合はその数の連記で再度投票を行い、6名に満つるまでの上位投票者を指名する。  
再投票の結果、上位6名に満つるまでに同数の得票者があった場合は、更にその数の連記で再々投票を行い、以下同様に6名に満つる上位得票者が生じるまで投票を行う。

## 第7条 改正

本規則の改正は、クラブ細則第14条と同様の手続きによるものとする。